

第 4 1 号議案

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 24 日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

足立区道路占用料等徴収条例（昭和 28 年足立区条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の部金額の欄中

6,750	6,930
10,300	10,600
13,900	14,300
4,480	5,370
7,240	8,680
9,980	11,900
600	610
60	61
36	37
5,900	6,060
3,610	3,710
12,000	12,300
18,000	18,300
11,300	12,300

を

に改め、同表法第 32 条第

1 項第 2 号に掲げる物件の部金額の欄中

「

「

250
360
540
720
1,080
1,440
2,530
3,610
7,230

を

260
370
550
740
1,110
1,480
2,600
3,710
7,430

に改め、同表法第32条第

」

」

1項第3号に掲げる施設の部金額の欄中「8,680」を「10,400」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の部金額の欄中「11,300」を「12,300」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の部金額の欄中

「

「

9,020
5,410
8,040

を

9,180
5,510
8,190

に改め、同表法第32条第

」

」

1項第6号に掲げる施設の部金額の欄中「18,000」を「18,300」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の部金額の欄中

「

「

18,000
9,640

を

18,300
9,900

に、

」

」

「

「

18,000
180,400
90,200

を

18,300
183,700
91,800

に改め、同表令第7条第2

」 」

号に掲げる工作物の部及び令第7条第3号に掲げる施設の部を次のように改める。

令第7条第2号 に掲げる工作物	太陽光発電設備及び風力発電設備	占用面積1平方メートルにつき 1年	12,300
令第7条第3号 に掲げる施設	津波からの一時的な避難施設	占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに 0.024 を乗じて得た額

別表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場の部金額の欄中

「

「

15,400
5,000
18,000

を

18,300
6,000
18,300

に改め、同表令第7条第6号に

」 」

掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設の部金額の欄中「11,300」を「12,300」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

道路占用料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。